

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年3月29日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「地域住民から町内会へ提出された要望書」及び「嘱託弁護士相談記録」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容
 - (1) 地域住民から町内会へ提出された要望書
 - (2) 嘱託弁護士相談記録
- 2 不開示とした部分
 - (1) 個人の氏名、住所、電話番号及び個人の姓が分かる印鑑の印影が記載された部分
 - (2) 嘱託弁護士への相談内容、その回答等が記載された部分

第3 審査請求の趣旨及び理由

- 1 趣旨及び理由
不開示部分を開示せよ。
- 2 反論書における主張要旨
本件審査請求を認容するとの裁決が妥当と考える。
 - (1) 条例第7条第2号に該当する部分は容認。
 - (2) 条例第7条第6号に該当する部分に関しては、条例に抵触する箇所は容認したとしても、全てを不開示にすることは、条例第1条の目的に反する行為である。
 - (3) 審査請求人は、該当の道路（鹿児島市西田1丁目18番14）が歩行者専用通路として運営していたのにもかかわらず、それを解除したにつき、周辺の住民の意向、強度の問題等不明な箇所が多く公文書開示請求をしたものである。
以上を持ちまして、本件審査請求につき認容すべきものである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号及び第6号に該当するため一部不開示としたものであり、理由は以下のとおりである。

- (1) 「地域住民から町内会へ提出された要望書」には、要望された個人の氏名、住所、電話番号及び個人の姓が分かる印鑑の印影が記載されており、当該文書を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。
- (2) 「嘱託弁護士相談記録」については、市有地（公共下水道西田川敷地）に設置された車止めを撤去するにあたり、嘱託弁護士に法律的な助言を受けたものであり、当該文書を公にすることにより、今後の法的紛争等に関する協議、検討に際して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

以上のことから、開示請求に対する公文書一部開示決定は、妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書及び一部不開示とした部分について

本件対象公文書は、鹿児島市西田一丁目18番14に位置する法定外公共物「西田川1号水路（以下「本件水路」という。）」上の通路に設置していた車止めの撤去に関する下記ア及びイの公文書であり、そのうち不開示とした部分は下記アの(ア)及び(イ)の部分並びにイの(ア)から(オ)までの部分である。

ア 地域住民から町内会へ提出された要望書

(ア) 要望者の氏名、住所及び電話番号

(イ) 要望者の印鑑の印影

イ 嘴託弁護士相談記録

(ア) 相談件名の一部

(イ) 相談概要

(ウ) 相談内容の争点又は問題点

(エ) 回答（争点又は問題点に対する嘴託弁護士の回答）

(オ) 嘴託弁護士相談結果の実施機関内報告部分中の相談事項及び内容

(2) 本件水路上の通路について

審査請求人には、「西田1-11-8に隣接する道路にあった車止めを撤去するに至った具体的な内容がわかる行政文書全て。」として本件開示請求を行っており、審査請求人が主張する「西田1-11-8に隣接する道路」とは、本件水路上をコンクリート製の蓋で覆い、歩行者専用として利用していた通路であり、地域住民からの要望等を受け、本件通路に設置していた車止めを平成23年7月29日に撤去し、車両の一方通行を可としたものである。

(3) 本件処分の妥当性について

本件対象公文書中の不開示部分について、以下検討する。

ア 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とすることと規定している。

(1)のア(ア)及び(イ)の情報は、条例第7条第2号に規定する情報に該当し、また、この点について、審査請求人も容認している。

イ 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることと規定している。

実施機関によると、嘱託弁護士とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員として委嘱を受けた弁護士であり、事務又は事業の実施に当たり、訴訟に発展する可能性のある事項、法的な判断に迷う事項等について実施機関から相談を受け、法的な知見に基づき助言をするものである。実施機関は、当該事務又は事業について、嘱託弁護士からの助言を参考とし、当該事務又は事業の実施に関する意思決定や訴訟に発展した場合の対応方針の決定を行うとのことである。

審査会において、本件対象公文書を見分したところ、(1)のイ(ア)の情報は、審査請求人が本件開示請求によって開示を求めた事案とは異なる事案に関する相談件名であり、相談内容を類推することができる情報であった。また、(1)から(オ)までの情報は、嘱託弁護士への具体的な相談内容及び回答が記載された情報であった。

嘱託弁護士の回答は紛争等の解決に向けて、法的な知見に基づき助言を行ったもので、これは、紛争等で対峙する相手方に開示したのでは、有効な対抗手段を講じることができなくなるおそれがあり、その結果、当事者としての地位を不当に害することになるといえる。本件開示請求の対象である事案は、現時点では訴訟となっていないものの、これを公にすることとなると、今後、当該事案又は同種の事案が訴訟に発展した場合に、実施機関の当事者としての地位を害するおそれがあるといえる。

また、通常は公開されることが想定されていない嘱託弁護士への相談内容が開示されることとなると、実施機関が相談をすること、又は嘱託弁護士が率直な自己の見解を述べることを躊躇する可能性があり、実施機関の内部における円滑な審議、検討等を進めるに当たって重要な情報収集の機会である嘱託弁護士への法律相談を適切に行うことができず、法的な検討を要する事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、(1)のイ(ア)から(オ)までに掲げる情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示としたことは妥当であると判断する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも、審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審　查　会　の　経　過

年　月　日	調　査　審　議　の　経　過
令和5年7月12日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年8月23日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年9月26日 (第4回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年10月27日 (第5回審査会)	答申案の審議を行った。